

消防消第 20 号
消防予第 14 号
消防救第 14 号
平成 2 年 2 月 6 日

各都道府県消防主管部長 殿

消防庁消防課長
予防課長
救急救助課長

高層建築物等におけるヘリコプターの屋上緊急離着陸場等の設置の推進について(通達)

消防におけるヘリコプターの活用とその整備のあり方については、平成元年 3 月 20 日に、消防審議会から消防庁長官に答申されたところであるが、同答申において、消防ヘリコプターの有効活用に必要な諸条件の一つとして、離着陸場の整備を図ることの重要性が指摘されているところである。

また、今般、高層建築物等におけるヘリコプターの屋上緊急離着陸場等の設置について、建設省住宅局建築指導課長から別添のとおり、その設置の推進を図るべく各都道府県建築行政庁あて通知されたところである。

については、左記事項に留意され、貴管下市町村に対し、高層建築物等におけるヘリコプターの屋上緊急離着陸場等の設置を推進し、これに伴い必要な警防計画の整備を図るよう指導されたい。

なお、上記通知中の「ヘリコプターの屋上緊急離着陸場等の設置に関する指針・同解説」については、消防庁及び全国消防長会を含む関係機関等の参加のもとに建設省において研究されたものであり、参考のため添付する。また、同指針・同解説については、各消防機関に対し、別途全国消防長会から送付されることとなっているので念のため申し添える。

記

- 1 建物火災時のヘリコプターによる消防活動は、特にはしご自動車による消防活動が期待できない高層建築物においては高い効果が期待できるものであり、各消防本部が保有するはしご自動車の性能等を勘案し、原則として高さ 31m を超える非常用エレベーターの設置を要する高層建築物を対象として設置の指導を行うこと。
- 2 ヘリコプターによる傷病者の搬送については、医療施設に緊急離着陸場が整備されることにより、搬送時間の短縮、傷病者の効率的な収容等、極めて高い効果が期待できるので、3 次救急医療機関をはじめとする高度医療施設を対象として設置の指導を行うこと。

3 ヘリコプターの屋上緊急離着陸場等の整備が行われた高層建築物に係る警防計画については、当該施設の活用に留意するとともに、必要に応じて「大規模特殊災害時における広域航空消防応援について」(昭和 61 年 5 月 30 日付け消防庁次長通知消防救第 61 号) の大規模特殊災害時における広域航空応援実施要綱に定めるヘリコプターの要請等が速やかに実施できるようその内容の充実を図ること。

4 設置の指導に当たっては、特定行政庁と十分に連絡をとられたいこと。

別添

建設省住指発第 14 号
平成 2 年 1 月 11 日

特定行政庁建築主務部長 殿

建設省住宅局建築指導課長

高層建築物等におけるヘリコプターの屋上緊急離着陸場等の設置の推進について

去る昭和 63 年 5 月に発生した米国ロスアンゼルス市ファーストインターステート銀行ビル火災では、ヘリコプターを利用してやむを得ず屋上へ避難した人々が多数救助されたところである。

高層建築物等については、建築基準法等において防火上及び避難上必要な措置を講じているところであるが、緊急時にヘリコプターが屋上へ離着陸できることは、消防隊の屋上から建築物への進入を可能にするとともに、やむを得ず屋上へ避難した者を救助することができ、高層建築物等の防火安全性の一層の向上につながるものである。

については、今後、主として火災時に消防活動が制約される可能性のある高さ 31m を超える非常用エレベーターの設置を要する高層建築物及び緊急時に離着陸等が必要な医療用建築物等について、その所有者等に対し、ヘリコプターの屋上緊急離着陸場又は緊急救助用スペースの設置を積極的に指導されたい。

また、設置の指導に当たっては消防機関等と十分に連絡をとられたい。

別途「ヘリコプターの屋上緊急離着陸場等の設置に関する指針・同解説」((財)日本建築センター発行)を送付するので、設置の指導の際の参考にされたい。

ヘリコプターの屋上緊急離着陸場等の設置に関する指針・同解説(略)